

第9章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

9-1 空家等対策計画の見直しについて

空家等対策は、中長期的な視点による取組が重要となるため、定期的に施策や取組等について評価・検証を行い、適宜、施策を改善していきます。また、それらの結果を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

なお、法第7条第14項の規定により準用する同条第12項の規定に基づき、計画の変更をしたときは、本市の広報やホームページ等により公表するものとします。

相馬市空家等対策計画

発 行：令和7年9月

発行者：相馬市建設部建築課

〒976-8601 相馬市中村字北町 63 番地の3

T E L：0244-37-2178